

政令第三百二十六号

測量法施行令の一部を改正する政令

内閣は、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号イ中「東経百三十九度四十四分二十八秒八七五九」を「東経百三十九度四十四分二十八秒八八六九」に改め、同号ハ中「三十二度二十分四十四秒七五六」を「三十二度二十分四十六秒二〇九」に改め、同条第二項第二号中「二十四・四一四〇メートル」を「二十四・三九〇〇メートル」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による地殻変動によりその位置が移動した日本経緯度原点及び日本水準原点の原点数値を正確な値に改める必要があるからである。